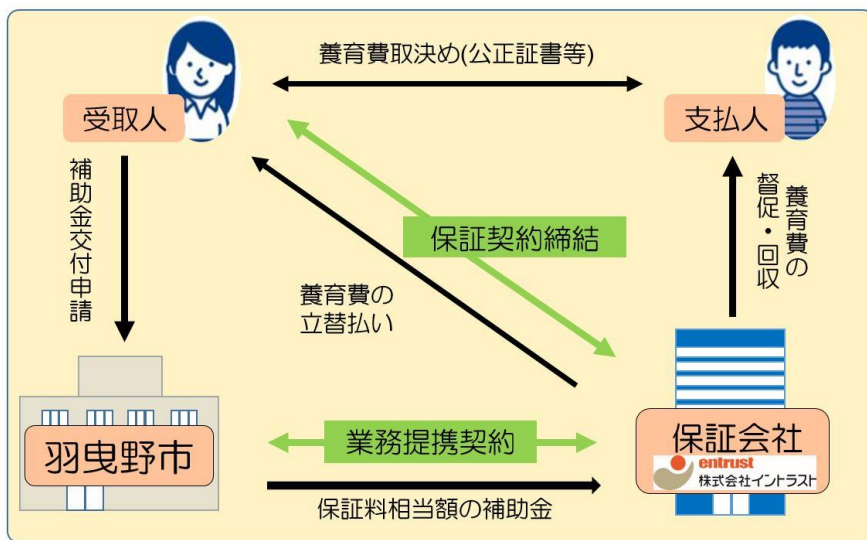


大阪府内初の養育費確保の取り組み

ひとり親の負担を軽減 保証会社と連携した養育費の立て替え払いを実施

離婚後の養育費は、子どものための権利であるとともに、子どもが離れて暮らす親の愛情を感じることで自己肯定感を育むうえでも重要とされていますが、令和3年度全国ひとり親世帯等調査結果(厚生労働省)によると、母子世帯において養育費の取り決めをしている割合は 46.7%である一方、離婚した父親から養育費を「現在も受けている」という割合は、わずか 28.1%に過ぎず、ひとり親の困窮に拍車がかかる原因のひとつとして問題となっています。

羽曳野市では、令和4年10月から養育費の履行確保支援事業として、公正証書等作成促進補助事業と養育費の保証促進事業を実施しているところですが、ひとり親が保証会社と契約するにあたっての経済的なハードルや負担を軽減するため、株式会社イントラストと業務提携契約を結び、新たな養育費確保の取り組みを行います。これは大阪府内において初の取組となるもので、この事業では、保証会社が養育費支払者の連帯保証人となり、養育費の未払いが生じた場合、養育費の受取人に対し、月額5万円を上限に立て替え払いを行い、養育費支払者に督促を行います。



■事業概要

業務提携先：株式会社イントラスト

事業開始日：令和7年6月2日(月)

対象者：羽曳野市において養育費の公正証書作成促進補助金の交付を受けた方

事業内容：保証会社が養育費支払者の連帯保証人となり、養育費の未払いが生じた場合、養育費の受取人に対し、月額5万円を上限に立て替え払いを行い、養育費支払者に督促を行う。

補助金額：50,000円(上限)

保証契約に係る初年度の保証料を市が補助し、直接保証会社を支払う。

■問合せ先

羽曳野市こどもえがお部こども政策課 児童支援担当 田中

電話番号:072-958-1111(内線1220)

メールアドレス:kodomoseisaku@city.habikino.lg.jp